

判決年月日	平成18年8月31日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成17年（行ケ）第10677号		
○「メモリ制御装置」と題する発明（本願発明）について，引用例1に記載された発明（引用発明）及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到することができたとした特許庁の審決が，取消された事例。			

（関連条文）特許法29条2項

原告は，審決の取消事由として，①本願発明と引用発明とは，アクセスの終了に係る構成が全く異なっており，引用発明において，アクセスの終わりを示す制御信号によりアクセスを終了させる構成に変更することは容易ではない，②引用発明のニブルモードは特殊なものであり，通常のページ・モードと引用発明のニブル・モードとは機能，構成，設計困難性等において異なっているのであるから，単に高速アクセスモードという点で共通するというだけで，両者を置き換えることが容易想到とはいえないと主張した。

本判決は，次のとおり判示して，原告主張の取消事由はいずれも理由があるとし，審決を取り消した。

引用発明においてニブル・モード・アクセス指示信号がオフとなることは，引用発明が採用している特別なニブル・モードでのアクセスの一応の終了を意味するだけであって，メモリに対するアクセスの完了を意味するものではないと解される。

引用発明における信号32-1（アクセス同期信号）の送出の終了は，アドレスの下位2桁が11となった場合に発せられるニブル・モード終了信号を受けたものであることが認められる。そして，引用発明においてニブル・モード・アクセス指示信号がオフとなることは，引用発明が採用している特定のニブル・モードでのアクセスの一応の終了を意味するだけであって，メモリに対するアクセスの完了を意味するものと解されないことは，すでに検討したとおりである。そうすると，引用発明の信号32-1（アクセス同期信号）は，本願発明における「メモリに対するアクセスの完了を検出する手段であって，リクエスト側エージェントにより生成される，前記メモリに対してのアクセスの終りを示す制御信号」とは異質なものであるべきである。

引用発明における特定のニブル・モードでのアクセスの終了と審決が周知技術を示すものとして例示した文献（周知例）における転送サイクルの終了を同視することはできないから，引用発明のアクセスの終了を示す信号を周知例におけるEOC信号と関連付けて理解することには無理があるといわなければならない（周知例は，原査定が引用する拒絶理由通知書において引用されたものではないから，再開されるべき審判手続において再度拒絶理由を通知した上で，これを引用例として用いることは格別，本訴において，本願の優

先権主張日当時周知であった技術事項を立証することを超えて、本願発明の相違点 1 に係る構成の容易想到性を論理付けるための引用例として用いることは許されない。）。

以上のとおり、引用発明に接した当業者が本願発明の相違点 1 に係る構成に至ることが容易であるとはいえない。

一般にメモリへの高速アクセス方式としてニブル・モードアクセス方式とページ・モード・アクセス方式が知られていることや、ページ・モード・アクセス方式の方が古い技術であることが知られているというだけでは、引用発明に接した当業者が、そこで採用されている特定のニブル・モード・アクセス方式を、具体的な前提を離れてページモードに変更することの契機にはならない。

引用発明に接した当業者が、そこで採用されている特定のニブル・モード・アクセス方式をページ・モードに変更し、本願発明の相違点 2 に係る構成に至ることが容易であるとはいえない。